

## 入札説明書

下記工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書により行うものとする。

- 1 入札執行者 社会福祉法人湧泉会 理事長 三井陽平
- 2 担当部署 〒411-0915 静岡県駿東郡清水町的場 188-6  
社会福祉法人湧泉会 理事長 三井陽平  
電話 055-984-3377

## 3 工事内容等

- (1) 入札番号 第 2 号
- (2) 建設工事名 特養老人ホームかわせみ大規模修繕工事
- (3) 建設工事箇所 静岡県駿東郡清水町的場 188-6
- (4) 工事概要等 構造規模

施設名	構造	階数	延面積
A棟	鉄筋コンクリート造	5階	3460 m <sup>2</sup>
B棟	鉄骨造	3階	815 m <sup>2</sup>

- (5) 工期 契約締結の翌日から令和 7 年 9 月 30 日限り

## 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 静岡県における建設工事競争入札参加資格の建築一式工事に係る認定を受けていること。
- (3) 建設業法第 3 条の規定に基づき、建築工事業に係る特定建設業許可を受けている者であり、かつ、沼津市、三島市、駿東郡長泉町、駿東郡清水町に同条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所又は支店を有する者であること。
- (4) 静岡県の建築一式工事に係る建設工事入札参加資格の審査結果の等級が A, B, C 等級である。
- (5) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領の別表の措置要件に該当しないこと。
- (8) 今回の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講した主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

## 5 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- ① 申込期間 令和6年12月25日（水）から令和7年1月9日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後4時まで
  - ② 申込先 〒411-0915 静岡県駿東郡清水町市場 188-6  
社会福祉法人湧泉会 理事長 三井陽平  
電話番号 055-984-3377
  - ③ その他 申請書及び資料は、各2部（正本1部、副本1部）を申込先に持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。  
また、申請書提出時に、通知書送付用の封筒（簡易書留用封筒に宛先を記入し、切手を貼ったもの）を提出すること。
- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和7年1月15日（水）までに通知する。
  - (3) 申請書は、別記様式第1号により作成すること。
  - (4) 資料の作成  
資料は、次により作成すること。
    - ① 配置予定技術者等の資格  
4（9）に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格を別記様式第2号により記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、競争参加資格の確認の申請をした者は、直ちに当該申請の取下げを行うこと。
    - ② 許可等の状況  
建設業許可の状況及び経営事項審査の結果並びに営業所の状況を別記様式第3号により記載すること。
    - ③ 許可通知書の写し  
建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し及び受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別表又は様式第2号の2の写し等、静岡県内に主たる営業所があることを証する書類を提出すること。
    - ④ 令和6年度建設工事入札参加資格の審査結果についての通知（静岡県）の写し
    - ⑤ 総合評定値が入札参加条件の場合は、建設業法27条の29第1項に規定する総合評定値（審査基準日が入札日より1年7ヶ月以内のもの）の写しを添付してください。
  - (5) その他
    - ① 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
    - ② 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
    - ③ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
    - ④ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
    - ⑤ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
    - ⑥ 提出者は、入札参加資格審査により「資格あり」と通知された後に入札の参加を辞退する場合にも、本入札に係る設計書及び図面を購入すること。（有料交付の場合）
    - ⑦ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

## 6 現場説明会及び設計書

- (1) 現場説明会は開催しない。
- (2) 設計書は参加資格有と認められたもの下記の日程にメールにて配布する  
令和7年1月15日（水）

## 7 質疑について

- (1) 質疑書（様式第6号）は、下記により提出すること。
  - ① 電送による。（持参、郵送、ファックスは認めない。）  
提出先 e-mail address yuusenkaik@kawasemi.or.jp
  - ② 受付期間 令和7年1月16日(木) 午前9時から～令和7年1月24日(金)午後4時まで。
  - ③ 数量書、数量書と設計図書の相違に関する質疑回答は、設計図書に含まず、契約書に添付しない。  
このため、両者を区分し、質疑を行う。
- (2) (1)の質疑書に対する回答は、次のとおり行う。
  - ① 回答期限 令和7年1月30日(木) 午後4時まで。
  - ② 回答方法 回答書は、全入札参加者に、e-mail address 届出書に定められた e-mail address 宛電送する。

## 8 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札、開札の日時 令和7年2月6日(木) 9時00分
- (2) 入札、開札の場所 静岡県駿東郡清水町的場188-6 5階会議室  
TEL 055-984-3377  
ただし、入札参加社数等により入札、開札の場所を変更する場合は、質疑回答日までに変更した場所を e-mail address 届出書に定められた e-mail address 宛電送する。
- (3) 入札当日持参する書類  
入札書  
委任状（代理人の場合）  
入札保証誓約書  
入札参加資格確認通知書の写し  
入札価格（工事費）内訳書
- (4) その他
  - ① 郵送又は電送による入札は認めない。
  - ② 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。
  - ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ④ 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 9 入札価格（工事費）内訳書

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格（工事費）内訳書の提出を求める。
- (2) 入札価格（工事費）内訳書は、別記様式第4号のとおりとする。
- (3) 入札価格（工事費）内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

## 10 開札

開札は、8に掲げる場所において、入札書提出後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない県職員を立合わせて行う。

## 11 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書、現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等入札時点において資格のない者のした入札は無効とする。

## 1.2 落札者の決定方法

地方自治法第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 1.3 入札保証及び契約保証

### (1) 入札保証金 免除

別記様式第5号の入札保証誓約書を提出する。

### (2) 契約保証金 納付

契約金額の100分の10（低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30）以上。

ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 1.4 契約書の作成

契約の締結は落札決定日から7日以内とし、契約書を2部作成しなければならない。また、契約に必要な設計図書に係る費用は落札者が負担する。

## 1.5 支払条件

### (1) 前払金

請負代金の40%以内。

### (2) 中間前払金

請負代金の20%以内。

### (3) 部分払

無し。

## 1.6 火災保険付保の要否

要 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を火災保険その他の保険に加入すること。尚、保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく提示すること。

## 1.7 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無し。

## 1.8 その他

(1) 入札参加者は、入札心得を遵守すること。

(2) 本工事においては、予定価格のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集したもの（以下、「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開・提供する。数量書は入札参加者等の積算の効率化を図ることを目的に参考資料（参考数量）として公開・提供するものであり、設計図書ではない。入札等の際には、設計図書（図面及び仕様書等）に従い積算すること。

(3) 契約書案、契約約款案は、担当部署で縦覧するものとする。

(4) 本工事の下請負人については、静岡県内に建設業法に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。

(5) 落札決定後に静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止措置があった場合の取り扱いについては、次のとおりとする。

落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。また、契約を締結しない取り扱いとした場合については、入札執行者は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

(6) その他詳細不明の点については、担当部署へ連絡すること。